

1 課税の目的

地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図るため、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（共生条例）と一体となって、その政策効果・実効性を補完することにより、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの導入につなげることを目的として、再生可能エネルギー共生税を課する。（法定外普通税）

2 課税の仕組み

(1) 課税の対象

- 太陽光又は風力を電気に変換する施設であって事業の用に供しているもの（再生可能エネルギー発電施設）
- 対象とする発電施設の出力は、太陽光2,000kW以上、風力500kW以上（共生条例と同様）

※ 1 海域又は建築物に設置される施設は対象外

※ 2 条例施行時に現に所在する施設、環境影響評価書の公告、工事の届出・着手・完了した施設は適用外

(2) 納税義務者

再生可能エネルギー発電施設の所有者

(3) 非課税事項

- ① 国・地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電施設
- ② 共生区域に設置された再生可能エネルギー発電施設（県の認定を受けた設置計画に係るものに限る）

(4) 課税標準

賦課期日（1月1日）現在における再生可能エネルギー発電施設の総発電出力

3 税 率

共生条例で定める地域区分に応じて、設定

所在する地域	太陽光発電施設	風力発電施設
調整地域	1 1 0 円／kW	3 0 0 円／kW
保全地域	4 1 0 円／kW	1, 9 9 0 円／kW
保護地域	4 1 0 円／kW	1, 9 9 0 円／kW

4 納税の方法（普通徴収）

- ① 県は納税義務者に対し、税額等を記載した納税通知書と納付書を交付
- ② 納税義務者は、県から交付された納付書により納税
- ③ 納期は、4月、7月、12月、翌年2月の4期

5 賦課徴収に関する申告

- 納税義務者は、毎年1月1日現在における再生可能エネルギー発電施設について、賦課徴収に必要な事項を記載した申告書を、1月31日までに県に提出
- 申告すべき事項について正当な事由がなく、申告しなかった場合は、10万円以下の過料

6 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して1年以内に施行